○大井上水道企業団水道事業給水条例

平成10年2月27日
条例第1号

目次

第1章　総則(第1条～第4条)
第2章　給水装置の工事及び費用(第5条～第11条)
第3章　給水(第12条～第21条)
第4章　料金及び手数料(第22条～第31条の2)
第5章　貯水槽水道(第32条・第33条)
第6章　管理(第34条～第39条)
第7章　補則(第40条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この条例は、大井上水道企業団(以下「企業団」という。)の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正の保持に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係市及び給水区域)

第2条　企業団の関係市は、島田市及び牧之原市とし、給水区域は、水道法第10条第1項の規定により認可を受けた区域とする。

(給水装置の定義)

第3条　この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条　給水装置は、次の3種とする。

(1)　専用給水装置　1(世帯、戸)又は1箇所で専用するもの
(2)　共用給水装置　2(世帯、戸)又は2箇所以上で共用するもの
(3)　私設消火栓　消防用に使用するもの

第2章　給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条　給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条　給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3　第1項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条　企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2　企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
3　第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。
（工事費の算出方法）
第9条　企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。
(1)　材料費
(2)　運搬費
(3)　労力費
(4)　道路復旧費
(5)　工事監督費
(6)　間接経費
2　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
3　前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に企業長が定める。
（工事費の予納）
第10条　企業長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。
2　前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。
（給水装置の変更等の工事）
第11条　企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章　給水

（給水の原則）
第12条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。
2　前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
3　第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、企業団は、その責を負わない。
（給水契約の申込み）
第13条　水道を使用しようとする者は、企業長が定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。
（給水装置の所有者の代理人）
第14条　給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。
（管理人の選定）
第15条　次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。
(1)　給水装置を共有する者
(2)　給水装置を共用する者
(3)　その他企業長が必要と認めた者
2　企業長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。
（水道メーターの設置）
第16条　給水量は、企業団の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
2　メーターは給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。
（メーターの貸与）
第17条　メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。
2　前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3　水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第18条　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、企業長に届け出なければならない。

(1)　水道の使用をやめるとき。

(2)　メーターの口径を変更するとき。

(3)　消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

(1)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(3)　消防用として水道を使用したとき。

(4)　管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第19条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会いを要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第20条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3　第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第21条　企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第22条　水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2　共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第23条　料金は、1月につき、次の表に定める基本料金と従量料金を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とする。

(1)　基本料金

メーターの口径	基本水量	基本料金
13ミリメートル 20ミリメートル	8立方メートルまで	907.5円
25ミリメートル		1,149.5円
30ミリメートル	なし	1,815円
40ミリメートル		2,420円
50ミリメートル		3,107.5円
75ミリメートル		6,050円
100ミリメートル		39,325円
150ミリメートル		47,190円

(2)　従量料金

メーターの口径	金額(1立方メートルにつき)
13ミリメートル以上 150ミリメートル以下	155.1円

(料金の算定)

第24条　料金は、隔月検針により使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって検針日の属する月分と前月分の料金として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。ただし、1立方メートル以下の端数が生じたときは、その端数は前月分の使用水量として計算する。

2　前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めたときは、毎月検針によりその使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって検針日の属する月分の料金として算定することができる。

(使用水量の認定)

第25条　企業長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

(1)　メーターに異常があったとき。

(2)　使用水量が不明のとき。

(3)　共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条　月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金は1月分として算定する。ただし、メーターの口径が25ミリメートル以下の場合において、その月の使用日数が15日を超えないときの基本料金は、その2分の1の額とする。

2　月の中途において、メーターの口径に変更があった場合の料金は、その使用日数の多い方のメーター、(その使用日数が等しいときは変更後のメーター)の口径により算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条　工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申し込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第28条　料金は、金融機関による口座振替並びに納入通知書又は集金の方法により毎月又は隔月徴収する。ただし、企業長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第29条　手数料は、次の区分によりこれを徴収する。

区分	金額	納入者	備考
新設開栓及び再開栓手数料	1件につき　300円	申込者	
使用証明書の交付手数料	1枚につき　200円	申込者	
督促手数料	1件につき　200円	納付義務者	
指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき　8,000円	指定給水装置工事事業者	
指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき　8,000円	指定更新給水装置工事事業者	
第7条第2項の規定に基づく設計審査及び材料検査手数料	1件につき　1,000円	指定給水装置工事事業者	
第7条第2項の規定に基づく工事検査手数料	1件につき　1,000円	指定給水装置工事事業者	
	1回につき　1,000円		

第35条第2項の規定に基づく確認に係る手数料		給水装置工事の基準違反者	

2　前項の手数料は、特別の理由のない限りこれを返還しない。

(加入分担金)

第30条　企業長は、次の各号の一に該当する場合は、給水装置の水道メーターの口径に応じて、給水装置工事申込者から加入分担金(以下「分担金」という。)を徴収する。

(1)　給水装置を新設する場合

(2)　給水装置の口径を大きいものに変更しようとする場合

この場合は、申し込み口径に係る分担金の額と申し込み前の口径に係る分担金の額との差額とする。

2　分担金の額は、次の区分による。

水道メーターの口径(ミリメートル)	分担金の額(円)
13	20,950
20	26,180
25	31,420
30	47,140
40	104,760
50	178,090
75以上	企業長が定める額

3　第1項の分担金は、給水装置工事承認後に開栓請求と同時に納入しなければならない。

4　第1項の規定にかかわらず、臨時(使用期間がおおむね6月以内とする。)の場合の分担金は徴収しない。

(料金、手数料、加入分担金等の軽減又は免除)

第31条　企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入分担金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(債権の放棄)

第31条の2　企業長は、料金、手数料その他の費用(以下この条において「料金等の債権」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該料金等の債権及びこれに係る損害賠償等の全部又は一部を放棄することができる。

(1)　消滅時効に係る時効期間が経過したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)。

(2)　破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該料金等の債権につきその責任を免れたとき。

(3)　債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の額が強制執行の費用並びに当該料金等の債権に優先して弁済を受ける企業団の債権(金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。)及び企業団以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

(4)　当該料金等の債権について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2の規定による強制執行の手続又は同令第171条の4の規定による債権の申出等の措置を講じてもなお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続又は債権の申出等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。

第5章　貯水槽水道

(企業団の責務)

第32条　企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2　企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第33条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理に関する検査を行うように努めなければならない。

2　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第6章　管理

（給水装置の検査等）

第34条　企業長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第35条　企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2　企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるときは、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第36条　企業長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　水道の使用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、第29条の手数料又は第30条の加入分担金を指定期限内に納入しないとき。

(2)　水道の使用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3)　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

（給水装置の切り離し）

第37条　企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)　給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2)　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（過料）

第38条　企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1)　第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者

(2)　正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3)　第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4)　第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

（料金を免れた者に対する過料）

第39条　企業長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第7章　補則

（委任）

第40条　この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附　則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年5月5日から施行する。

附　則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附　則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附　則(平成19年条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成25年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年条例第1号)

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、この条例による改正後の第23条の規定は、この条例の施行の日後に徴収すべき事由が生じた料金から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた料金については、なお従前の例による。

3　改正後の第30条第2項の規定は、施行日後における申込みに係る分担金から適用し、施行日前における申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附　則(平成31年条例第1号)

(施行期日)

1　この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　平成31年9月30日以前に検針を開始し、同年11月30日までに料金が確定するものにあっては、なお従前の例による。

附　則(令和元年条例第1号)

(施行期日)

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、この条例による改正後の第23条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた料金から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた料金については、なお従前の例による。

3　改正後の第29条(指定給水装置工事事業者指定手数料に限る。)及び第30条第2項の規定は、施行の日以後における申込みに係る手数料及び分担金から適用し、同日前における申込みに係る手数料及び分担金については、なお従前の例による。

附　則(令和6年条例第1号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、この条例による改正後の第23条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた料金から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた料金については、なお従前の例による。